

営繕工事における見積活用方式の試行について

技術管理課

下記の対象工事に対し、入札参加希望者から提出される見積価格を用いて予定価格を作成する「見積活用方式」を試行することとしましたのでお知らせします。

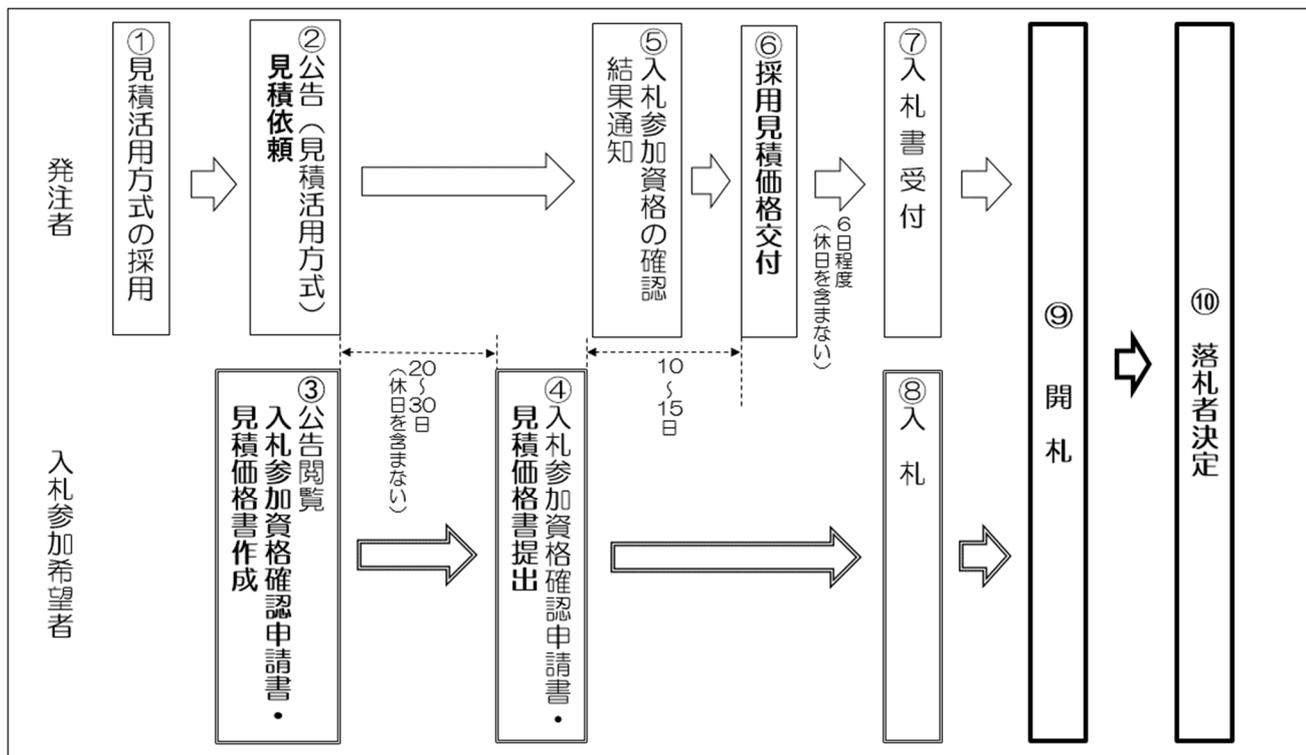
1 対象工事

・船橋市立宮本中学校校舎建替工事（予定）

※対象工事は変更となる場合がありますので、各工事の公告をご確認ください。

2 事務フロー

見積活用方式（試行）による手続きフロー（例）



3 留意事項

- (1) 見積価格書の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 入札参加希望者は、見積価格書を入札参加資格確認申請書とともに提出するものとする。
- (3) 見積価格書又は入札参加資格確認申請書の提出がない場合は、入札参加資格を認めないこととする。
- (4) 見積価格又は根拠資料の提出ができない場合は、その理由について見積価格書に記載するものとする。
なお、その場合であっても、入札に当たって失格などの不利益が生じるものではない。
- (5) 入札参加希望者の都合による提出期限以降の見積価格書の再提出又は差し替えは認めない。
- (6) 見積価格は実勢価格又は直近の契約実績等がない場合は取引予定価格とし、入札参加希望者において価格上昇を予測した価格ではないことに留意するものとする。
- (7) 妥当性が確認された見積が複数ある場合は、中央値を参考に採用する見積を決定する。

4 適用開始日

令和7年10月1日から適用する。